**誓約書提出のお願い**

日本では、国際的な平和及び安全の維持を目的として、外国為替及び外国貿易法において、軍事転用可能な機微技術の提供について管理しています。

別紙の誓約書は、貴方が経済産業省の定める特定類型該当者であるか否かをご自身で判断して、徳島大学に誓約していただくための書類です。貴方が特定類型該当者に該当した場合、徳島大学から貴方に提供する技術の内容によっては、外国為替及び外国貿易法第２５条第１項及び第２項に基づく経済産業大臣の許可が必要になることがあります。

●経済産業省HP：

安全保障貿易管理の概要

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/gaiyou.html>

「みなし輸出」管理について

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo07.html>

これらをご理解の上、別紙の誓約書に、貴方が特定類型に係る条件に当てはまるか否かについて、いずれかの項目にチェックし、ご署名いただき、所属の担当窓口まで**必ずご提出ください**。

なお、在職、在学又は留学中に誓約書の内容に変更がある場合は、所属の担当窓口まで届け出るようお願いいたします。ただし、兼業の従事に伴い、徳島大学に所定の手続きが行われる場合は、別途、届け出の必要はありません。

また、誓約書の内容について、ご質問等ございましたら、徳島大学 研究支援・産官学連携センターまでお問い合わせください。

以上、ご協力をよろしくお願いいたします。

●徳島大学 研究支援・産官学連携センター HP：

安全保障輸出管理

　　　<https://www.tokushima-u.ac.jp/ccr/active/ip/yusyutsukanri/>

[お問い合わせ]

国立大学法人 徳島大学

研究支援・産官学連携センター 知財法務部門

電話:088-656-9773（内線:82-4953）

E-mail:iag-safety@tokushima-u.ac.jp

　**誓　約　書**

　国立大学法人 徳島大学長　殿

私は、私が経済産業省の定める特定類型該当者に該当した場合、徳島大学から私に提供される技術の内容によっては、外国為替及び外国貿易法第２５条第１項及び第２項に基づく経済産業大臣の許可が必要になることを理解し、徳島大学の法令遵守のため、以下に該当するか否かについて、誓約いたします。

（１）外国法令に基づいて設立された法人その他の団体（以下「外国法人等」という。）又は外国の政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行並びに外国の政党その他の政治団体（以下「外国政府等」という。）との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該外国法人等若しくは当該外国政府等の指揮命令に服する又は当該外国法人等若しくは当該外国政府等に対して善管注意義務を負う者（次に掲げる場合を除く。）

（a）当該者が日本法人との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該日本法人の指揮命令に服する又は当該日本法人に対して善管注意義務を負う場合において、当該日本法人又は当該者が、当該外国法人等又は当該外国政府等との間で、当該日本法人による当該者に対する指揮命令又は当該日本法人に対して当該者が負う善管注意義務が、当該外国法人等若しくは当該外国政府等による当該者に対する指揮命令又は当該外国法人等若しくは当該外国政府等に対して当該者が負う善管注意義務よりも優先すると合意している場合。

（b）当該者が日本法人との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該日本法人の指揮命令に服する又は当該日本法人に対して善管注意義務を負う場合において、グループ外国法人等（当該日本法人の議決権の50％以上を直接若しくは間接に保有する外国法人等又は当該日本法人により議決権の50％以上を直接若しくは間接に保有される外国法人等をいう。以下同じ。）との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該グループ外国法人等の指揮命令に服する又は当該グループ外国法人等に対して善管注意義務を負う場合。

（２）外国政府等から多額の金銭その他の重大な利益（金銭換算する場合に当該者の年間所得のうち25％以上を占める金銭その他の利益をいう。）を得ている者又は得ることを約している者

私は以上の

□（１）に該当します。

□（２）に該当します。

□（１）及び（２）に該当します。

□　いずれにも該当しません。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 令和　　　年　　　 月 　　　日

　（所属）

　（署名）